## 不利益処分の処分基準

処	分の内容	原因者への費用負担命令
	処法令及び条項	都市公園法第13条
所	管部課係名	まちづくり未来部みどりと公園課公園係
処		
	関係条項	
		计数 1 0 夕 0 担户 17 12 2
		法第13条の規定による。
分		
	基準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参考事項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
毕		